

徳島県個人情報保護審査会答申第83号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成29年1月31日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇. 〇. 〇日 県と私が協議した（伺い書類 報告書類） 監察課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を作成しておらず、個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月15日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年6月27日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県がH〇年〇月〇日の〇〇〇で、個人情報公開で、私に関する書類を抜き取る行為を確認し、県職員による人権侵害を人権課の担当に伝えたもので、同時に苦情調査表を作成したと回答した時に、個人情報公開請求書類を出す約束したものであり、また、知事への提言メールの着信問題と県職員が関係団体との飲食会で、ご馳走になったと問題を、人事課・〇〇〇・人権課 〇〇〇・監察課 〇〇〇と協議し協議録を残

すとしたものであり、拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

(1) 平成〇年〇月〇日、県庁の県民サービスセンター内の窓口にて、審査請求人が来庁し、人事課、男女参画・人権課、監察課県民ふれあい室の職員が同時に話を聞いている。

その際、審査請求人からは、とくしま目安箱（知事への提言）へのメールが届いてないことに関する話があったが、その他に監察課県民ふれあい室に関する話はなかった。

本件請求は、この平成〇年〇月〇日に監察課県民ふれあい室の職員に話をした内容等を記録した伺い書類、報告書類の開示を求めたものである。

(2) 審査請求人は、「協議録を残すとしたものであり、拒否決定は可笑しい。」と主張するが、監察課県民ふれあい室では、県民の方から伺った話の全てを文書に残しているわけではなく、報告が必要な場合でも、口頭の報告で足りる場合には口頭で報告をしている。

(3) 審査請求の理由にある平成〇年〇月〇日の「知事への提言メールの着信問題」については、これまで審査請求人が主張してきた内容と同じであり、口頭の報告で足りると考え、口頭にて報告し、伺い書類、報告書類を作成しなかったものである。

(4) なお、審査請求の理由のうち「人権問題」や「飲食問題」については、そもそも監察課県民ふれあい室が関与するものでないため、文書は作成していない。

(5) 以上により、実施機関は、本件請求に関しての個人情報等を保有しておらず、条例第20条第3項に基づき、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、監察課県民ふれあい室においては本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、「H〇. 〇. 〇日 県と私が協議した（伺い書類 報告書類） 監察課」であるが、人事課及び男女参画・人権課に対しても同じ内容の開示請求が行われており、本件請求は、監察課が保有する県職員と審査請求人が話をした内容等を記録した伺い書類、報告書類の開示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在的妥当性について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日、県庁の県民サービスセンター内の窓口にて、審査請求人が来庁し、人事課、男女参画・人権課、監察課県民ふれあい室の職員が同時に話を聞いているが、監察課県民ふれあい室では、県民の方から伺った話の全てを文書に残しているわけではなく、報告が必要な場合でも、口頭の報告で足りる場合には口頭で報告をしているとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はない。

ウ 平成〇年〇月〇日の審査請求人からの話は、これまで審査請求人が主張してきた内容と同じであり、口頭の報告で足りると考え、口頭にて報告し、伺い書類、報告書類を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、保有していないとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 6月27日	諮 問
平成30年10月 3日	審 議（第104回審査会）
11月15日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第105回審査会）
12月12日	審 議（第106回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
大 道 晋	弁護士	平成30年10月31日まで
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者 平成30年11月1日から
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長